

# 横断歩道は歩行者優先！

## 歩行者見えたら減速、停止！！



問 まちづくり支援課 セーフコミュニティ係 ☎⑤ 6777

横断歩道に差し掛かった車両は、横断中や横断しようとしている歩行者がいるときは横断歩道の手前で停止しなければなりません。

日本自動車連盟（JAF）の調査によると、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止の割合は全国平均17.1%に対し、青森県は4.4%で全国ワースト2位という結果でした。

冬場は路面凍結などの道路状況により、急にブレーキをかけても容易に車が止まらない場合もあります。横断歩道の標識に注意し、横断歩道の手前では早めに速度を落とし、交通ルールを順守した運転をお願いします。

❖ルールを守らないと「横断歩行者等妨害等」の違反になります。

◆罰則	3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金 (過失：10万円以下の罰金)	◆反則金	大型・中型・準中型 …… 1万2千円 普通 …… 9千円 二輪 …… 7千円 原付 …… 6千円
◆違反点	2点		



歩者がいないことが明らかな場合以外は、横断歩道の手前で停止できる速度で進行しましょう。



十和田市セーフコミュニティ交通事故予防対策部でも市民への周知など、意識啓発に向け取り組んでいます。



## 緊急通報システム NET 119 を知っていますか

問 生活福祉課 ☎⑤ 6718 FAX ② 7599

申 問 十和田地域広域事務組合消防本部 ☎⑤ 4111 FAX ⑤ 4117

緊急通報システム「NET119」は、音声により119番通報をすることが困難な聴覚や発話に障害のある人が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。携帯電話やスマホなどを使い、素早く119番に通報することができます。

- ◆利用できる人 聴覚や発話に障害のある人
- ◆利用料 無料（ただし、メールの送受信や登録などに伴う通信料は自己負担）
- ◆利用方法 事前に利用者登録が必要となります。  
登録申請用紙は生活福祉課（本館2階6番窓口）や各消防署に備え付けてあります。  
詳しくはお問い合わせください。

### 聴覚や発話に障害がある人がもしものとき…

外出先や自宅で…

そんなとき…

